・「群れとの距離」については、想定される最近接距離を記載すること。
[3-3-5]
・「群れの構成種」については、主要な種を記載すること。
・「場所」及び「時期」については、別紙２記載要領４及び５に準じて記載すること。
[3-3-6]
・「群れの構成種」については、主要な種を記載すること。
・「場所」及び「時期」については、別紙２記載要領４及び５に準じて記載すること。
[3-3-7]
・「群生の構成種」については、主要な種を記載すること。
・「場所」及び「時期」については、別紙２記載要領４及び５に準じて記載すること。
・「行為の内容、実施方法」については、在来植物の群生に損傷を与える原因となる行為の種類及びその実施方法を様式3-3-4に準じて記載すること。
・「損傷の程度」については、損傷を受ける植物の群生の面積や損傷の内容を記載すること。
[3-3-8]
・「生息、生育地の場所」及び「時期」については、別紙２記載要領４及び５に準じて記載すること。
・「生息、生育地の構成種」については、主要な種を記載すること。
・「行為の内容、実施方法」については、生息地又は生育地に有害な変化をもたらす行為の種類及び実施方法を別紙２記載要領６に準じて記載すること。

［別紙３－４－１］

廃棄物の種類、量及び保管並びに処分方法の総括表

南極地域活動の区分			番号				
廃棄物の種類				発生地点	量	保管方法	除去又は処分の方法
区分			内訳				
汚水及び生活排水（グループ１）	汚水及び生活排水（政令第４条）						
汚水及び生活排水以外の液状の廃棄物（グループ２）	処分が禁止される液状の廃棄物	液状の廃油（政令第３条第２号）					
		廃駆除剤（政令第３条３号）					
		有害な物質を含む液状廃棄物（政令第３条第４号）					
		廃培養液（政令第３条第５号）					
	その他の液状の廃棄物						